

人にやさしい街づくり推進事業補助金申請チェック表

バリアフリー改修工事の補助金を受けようとされる方は次の条件に当てはまることが必要です。すべての項目に該当するか確認してください。

補助を受けるための条件		はい	いいえ
刈谷市内の補助金対象施設ですか？（補助金交付要綱参照） 病院・診療所・助産所・施術所・銀行等の金融機関・小売店・一般飲食店・理美容業・浴場業		はい	いいえ
市税は完納していますか？	はい	いいえ	
申請者と所有者の異なる場合は、所有者の承諾がありますか？	はい	いいえ	
工事着工前ですか？	はい	いいえ	
今年度内に工事が完了し報告書の提出ができますか。	はい	いいえ	
過去に当補助金を受けましたか。 (過去に補助された金額：_____円)	いいえ	はい	

必ず工事着工前に補助金交付申請をし、補助金交付決定通知をうけてから工事着手してください。

【申請の流れ】

交付申請

- 人にやさしい街づくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 案内図、配置図、平面図
- 改修しようとする箇所の着手前の状況写真
- 改修箇所図
- 改修計画図その他改修方法を示す図書
- バリアフリー改修工事に要する経費の見積書
(バリアフリー改修以外の工事が含まれる場合は内訳を分かるようにしたもの)
- 申請者と対象施設所有者が異なる場合、バリアフリー改修工事に関する所有者の承諾書
- 対象施設が施術所の場合、愛知県衣浦東部保健所に届け出した施術所開設届けの写し
- 委任状（委任している場合）

補助金交付決定通知（交付決定通知書を発行いたします。）

↓
着工（交付決定通知後に着工してください。補助金を御支払いできない場合があります。）

↓
完了

↓
実績報告

- 人にやさしい街づくり推進事業実績報告書（様式第5号）
- バリアフリー改修工事に要した経費の領収書の写し
(バリアフリー改修工事以外の工事が含まれる場合は内訳をわかるようにしたもの)
- 工事完了後の写真
- 人にやさしい街づくり推進事業補助金請求書

補助金の支払い

【補助金の額】

改修に要した経費の2分の1の額とし、一施設に対し50万円を限度とする。

ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。